

防府市違反開発是正会議の設置及び運営に関する要綱

平成24年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反する開発行為等（以下「違反行為」という。）に対する事務を円滑に進めるため、防府市違反開発是正会議（以下「是正会議」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 是正会議は、防府市開発行為等の違反開発等に関する事務処理要領に基づいて行う違反行為の是正にかかる事務について、意見を述べるものとする。

(構成職員)

第3条 是正会議の構成職員は、別表に掲げるとおりとする。

(会議)

第4条 是正会議は、土木都市建設部長（以下「部長」という。）が招集し、その議長となる。

2 部長は、必要に応じて前条に定める職員以外の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 是正会議の庶務は、土木都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、是正会議の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

所属	補職名
土木都市建設部	土木都市建設部長
	土木都市建設部次長
	土木都市建設部参与
都市計画課	都市計画課長
	開発指導室長
	都市計画課技術補佐
建築課	建築指導室長